

令和元年10月10日

第28回水俣市農業委員会

第28回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和元年10月10日
開会 9時28分
閉会 10時17分
- 3 出席委員
農業委員 12名
1番 元村 善二 君 2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君 4番 戸次 治夫 君
5番 田上 哲人 君 6番 森口 信二 君
7番 廣島 康雄 君 8番 山澤 親徳 君
10番 坂本 隆司 君 11番 池田 郁雄 君
12番 田畑 和雄 君 14番 中村 清治 君
推進委員 14名
15番 向田 博 君 16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君 18番 野間 勝 君
19番 山内 秋光 君 20番 溝口 幸一 君
21番 前島 春美 君 22番 坂口 新一 君
23番 山口 初憲 君 24番 前田 仁 君
25番 渕上 民雄 君 26番 森下 義孝 君
27番 下鶴 信雄 君 28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 2名 9番 苗床 勝美 君 13番 友田 勝久 君
推進委員 なし
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について
報告事項(2) 農地形状変更届について
議第105号 農地法第3条の許可申請について
議第106号 農地法第5条の許可申請について
議第107号 農用地利用集積計画の申出について
議第108号 農地転用許可書の返却について
- 6 農業委員会事務局
局 長 宮崎 博巳
参 事 本村 広揮
参 事 田畑 昌代

議 長
(元村善二君)

それでは、只今より第28回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は12名です。欠席農業委員は、9番苗床委員、13番友田委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、4番戸次委員、5番田上委員にお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員は全員出席です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は27番の下鶴委員にお願いいたします。

27番委員
(下鶴信雄君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

報告事項について、2点、御説明申し上げます。

まず、報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了についてでございます。

議案書は、1ページになります。

平成30年11月9日の第17回会議で御審議いただいた第5条に係る案件について、令和元年9月13日に、完了報告書の提出がございました。

そこで、9月18日に、事務局におきまして、現地を確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。

次に、報告事項(2)農地形状変更届について、御説明いたします。

議案書は、2ページになります。

番号1、届出人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況ともに、田で、面積は、396.90㎡です。

理由は、農地の宅地転用により、耕作用の畑がなくなったた

め、申請地の田を埋め立てて、畑として利用するものです。
施設概要、資金計画は、記載のとおりです。
場所は、3ページに、記載しております。
なお、宅地への転用は、平成30年5月10日、第11回会議で、第4条転用を御審議いただいた案件でございます。
今回は、その東側の隣となっております。
報告事項は、以上でございます。

議長

ありがとうございました。
報告事項が終わりましたので、只今より、議事に入ります。
議第105号 農地法第3条の許可申請について、議第105号を議題といたします。
関係委員の説明をお願いします。

5番委員
(田上哲人君)

はい、議長

議長

はい、田上委員

5番委員

おはようございます。
3条の申請の番号1について、説明いたします。
譲渡人、記載のとおりです。
譲受人、記載のとおりです。
土地の所在、記載のとおりです。
地目は、台帳、現況とも畑となっておりますが、現況としてはかなり荒れていました。
面積は3,943㎡です。
以下は記載のとおりですので、省略します。
10月8日に現地調査を行いました。
申請地の地図は7ページにあります。
耕作は父親が中心ですが、譲受人の子供が手伝うことで、経営面積の拡大を図られております。現地は雑木がかなり茂っていましたが、バックホー2台を所有されており問題はないとのこと。申請地にはハゼを栽培する計画でした。今回の申請地の間にも農地があるのですが、所有者がわからず売買の交渉が出来なかったとのことで、将来購入して耕作の利便性を高めたいとのことでした。
下限面積等は満足し、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可要件は満たしており、なんら問題はないかと思われ。御審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。
次をお願いします。

12番委員

はい、議長

(田畑和雄君)

議 長

1 2 番 田畑委員

1 2 番委員

おはようございます。
議第105号農地法第3条の申請2、3、4番について、説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況とも畑、面積は158㎡です。

申請地は8ページです。

ここは現在みかんを植えてあります。ハウスの横の一部になっていますが、ここは簡単に言いますと登記をしていなかったという形になります。

10月7日に譲受人と行政書士、事務局、私で現地調査を行いました。

譲受人は現在、デコの栽培をされています。全部、専業でやっておられます。

次に3番と4番を説明します。

3番、譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況とも畑、面積は418㎡です。

申請地は8ページです。

もう一つは、譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況とも畑 面積は38㎡です。

これも8ページです。

ここも登記をしてなかったという形になっております。

以上ですが、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から、補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第105号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第105号 農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。次に移ります。

議第106号 農地法第5条の許可申請について、議第106号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議 長

3番 松田委員

3番委員

農地法第5条の許可申請の1番、2番、3番について説明いたします。

1番、譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、畑、現況、畑です。

面積は809㎡です。

転用理由、施設概要、資金計画は記載のとおりです。

申請地は12ページを御覧ください。

10月7日に日の譲受人、丸野行政書士、事務局、竹下委員と私で現地調査を行いました。

この辺りは埋蔵文化財の該当地域ではないか調べましたが、ありませんでした。住宅地で周りに農地はありません。雨水排水は市の側溝に流すとのことでした。

13ページを御覧ください。計画図があります。

次に2番です。11ページを御覧ください。

譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は2筆が台帳、現況とも畑。

あと2筆が地目は台帳、現況とも田。

面積は4筆合計で629㎡です。

転用理由、施設概要、資金計画は記載のとおりです。

申請地は14ページを御覧ください。

10月7日に現地調査を行いました。

15ページを御覧ください。

排水はどうされるか聞きましたら、浄化槽を作って、市の側

溝がありますので、雨水等はそこに流しますとのことでした。

周りの農地は、父親の田が1枚あるだけですので、周辺には問題はありません。

次にいきます。3番です。

11ページを御覧ください。

譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑、面積は1,413㎡です。

転用理由、施設概要、資金計画は記載のとおりです。

申請地は16ページを御覧ください。

10月7日に丸野行政書士、譲受人、事務局、竹下委員と私で現地調査を行いました。

畑を作っても、イノシシ、ムジナの被害が多くて、作らないとのことでした。

排水を聞きましたら、雨水は自然浸透とのことでした。17ページを御覧ください。自然浸透排水ということで計画が出ております。

以上、1番から3番まで御説明いたしましたが、現地調査及び転用に係る許可基準からなんら問題ないと思われまので、御審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

4番委員
(戸次治夫君)

はい、議長

議 長

4番 戸次委員

4番委員

1番について御質問いたします。

目的が駐車場ということで、今までが足らなかったということですが、わざわざ駐車場だけに農地を使わなくてもいいじゃないかと思えます。

もう一点、この畑には建物が建っていて2,000,000円ということは大きな建物かと思いますがどうでしょうか。

3番委員

近くに事業所等がありまして駐車場が不足していて、そこに勤めている人が非常に困っています。駐車場がないだろうかと非常に要望が強いそうです。長男は、農業は自分では出来ない

ので処分したい。家が建っているんですが、家は御両親が住んでいた家で現在は空き家になっています。空き家で管理が出来ないので処分したい。非常に需要が多いので駐車場にして使用できたらいいなということで譲受人の方で計画されました。

以上です。

4 番委員

空き家の分が建物の解体の費用ですか。

3 番委員

そうです。

4 番委員

その空き家の分だけでも駐車場にはいいのではないかなと思いました。宅地になっているかと思うんですよ。そのまま駐車場に使えるのではないかな。わざわざ畑を埋めてまで駐車場にするのはどうかな、長男がそこをすることが出来ないので処分したいという気持ちも考えられるんですが、今まで譲受人、結構、畑を潰して宅地を作ってこられている状況です。駐車場には、宅地だけでいいんじゃないかと私は思います。

3 番委員

長男の家もその横にあり、その家はそのまま残ります。御両親の家をつぶさないと道路から出入りすることが出来ない。道が狭いために。とにかく事業所等から要望が多くこういう計画になったそうです。この区間は長男の畑だけで周りは全部家が建っていて住宅に囲まれた土地です。

議 長

いいですか、戸次委員

1 7 番委員
(竹下正治君)

私からもいいですか。

議 長

はい、竹下委員

1 7 番委員

長男の父親が一人で住んでおられたんですが、去年位に亡くなられて、空き家になって、普請した場合、段々になっているので擁壁とかの設置とか工事をするのにそうとうお金がかかるようなことを言われていました。

議 長

いいですか、他にはありませんか。

御質疑、御異議もないようですので、議第106号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第106号 農地法

第5条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。

次に移ります。

議第107号 農用地利用集積計画の申し出について、議第107号を議題といたします。

関係委員の、説明をお願いします。

7番委員
(廣島康雄君)

はい、議長

議長

はい、7番 廣島委員に、お願いします。

7番委員

おはようございます。

議第107号 農用地利用集積の申し出について、議案書19ページの1番と2番について同時に説明させていただきます。

貸人、1番、2番とも、記載のとおりです。

借人は、1番、2番とも記載のとおりです。

土地の所在は、1番、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑、面積は1,042㎡です。

2番、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。

面積は合わせまして3,632㎡です。

利用目的は野菜、玉葱だそうです。

1番、2番とも、始期終期は、令和1年11月1日から令和6年10月31日まで、期間5年です。

申請地は21ページを御覧ください。

借人の経営面積は記載のとおりです。

現在、農業を主にされています。

説明は以上であります、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくをお願いします。

議長

次をお願いします。

10番委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議長

10番 坂本委員

10番委員

農用地利用集積計画の申し出の新規設定3・4・5番について、説明をします。

3番 貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。

面積は、1, 436 m²です。

始期終期は、令和1年11月1日から令和11年10月31日まで、期間10年です。

利用目的は野菜、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

申請地は22ページを御覧ください。

借人は、記載のとおりです。

この土地は前から借りておられまして今回、利用権を設けることにされています。

4番 貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。面積は2, 203 m²のうち700 m²です。

始期終期は、令和1年11月1日から令和6年10月31日まで、期間5年です。利用目的は野菜、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

申請地は23ページを御覧ください。

この土地も今現在借りておられて利用権設定をされています。

5番が貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。面積は441 m²です。

始期終期は、令和1年11月1日から令和6年10月31日まで、期間5年です。利用目的は野菜、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

申請地は23ページを御覧ください。

この土地も今まで借りておられて今回利用権設定になっていますので、なんら問題ないと思います。

したがって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございます。

次は私の担当地区ですので、私から説明します。

6番 貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑、面積は2, 845 m²です。

始期終期は、令和1年11月1日から令和2年10月31日まで、期間1年です。利用目的は玉葱、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

借人は、記載のとおりです。

この案件は毎年出ますが、今回新規設定になったのは期日までに書類の提出がなかったからです。

場所は24ページを御覧ください。

ここは借人が過去10年位玉葱を栽培されています。毎年1

年ずつの契約で行われていますので、毎年この案件は出てまいります。借人は玉葱を約1町5反位作っておられる専業農家で後継者として現在頑張っておられます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願います。

次、番号7番をお願いします

5番委員
(田上哲人君)

はい、議長

議長

5番 田上委員

5番委員

それでは新規設定の番号7について説明します。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑、面積は796㎡です。

始期終期は、令和1年11月1日から令和16年10月31日まで、期間15年です。

利用目的は野菜、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

借人、記載のとおりです。

申請地は25ページを御覧ください。

貸人の実家は水俣にはなく、耕作は出来ないということで今回の申出になっています。

利用目的は野菜とされていますが、ぶどうを栽培しワインを作りたいとのことでした。

借人は刈払機、耕運機を持っており、耕作にはなんら問題ないと思われます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えられるので、御審議の程よろしく願います。

議長

担当地区の推進委員から補足説明があれば、願います。
(なしと言うものあり)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第107号 農用地利用集積計画の申し出について、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第107号 農用地利用集積計画の申し出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

次に移ります。

議第108号 農地転用許可書の返却について、議第108号を議題といたします。

事務局長

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

議案書27ページを御覧ください。

議第108号 農地転用許可書の返却についてございます。

平成29年3月10日の第34回会議におきまして第5条申請で御審議いただきました。

熊本県知事の方から平成29年3月27日に許可をいたしております。

申請地につきましては、記載のとおりです。

面積は294㎡でございます。

譲受人は記載のとおりです。

譲渡人は記載のとおりです。

太陽光発電施設を作りたいということでしたが、採算がとれないということで今回許可を返却するという事で申出がなっております。以上です。

議 長

事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、

議第108号 農地転用許可書の返却については、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第108号 農地用許可書の返却については、承認することに決定いたします。

議 長

これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第28回水俣市農業委員会会議を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員